

令和5年度第1回滋賀県特別支援教育支援委員会

期 日 令和5年8月28日(月)

時 間 14:00～16:00

会 場 滋賀県大津合同庁舎7階7D 会議室
(オンライン同時開催)

1 開会・あいさつ

2 委員紹介

3 副会長の選出

4 議 事

(1)滋賀県特別支援教育支援委員会の役割および議題について

(2)本県における特別支援教育の現状と課題・施策について

(3)切れ目ない支援体制の構築について

中学校からの引継ぎ

令和5年度特別支援学校におけるセンター的機能に関する研究について

個別の教育支援計画等の利活用の推進について(実態調査の項目について)

5 報 告

副籍制度について

6 閉 会

<配付資料>

委員名簿、滋賀県附属機関設置条例、滋賀県特別支援教育支援委員会規則、滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項、滋賀県特別支援教育支援委員会会議公開要領

資料1 滋賀県特別支援教育支援委員会の役割および議題について

資料2 本県の特別支援教育の状況について

資料3-1 令和4年度 特別支援教育にかかる実態調査より

資料3-2 切れ目ない支援体制の構築に向けて

資料3-3 令和5年度 特別支援教育にかかる実態調査

資料4 副籍制度について

滋賀県特別支援教育支援委員会 委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
医 師	宇 野 正 章	滋賀県医師会:小児科医
	上ノ山 一 寛	滋賀県医師会:精神科医
	福 田 正 悟	滋賀県医師会:学校医
学識経験者	白 石 恵理子	滋賀大学教育学部教授
	磯 部 美也子	奈良大学社会学部教授
	桜 井 弥 生	滋賀県発達障害者支援センター職員 (滋賀県発達障害者支援センター副所長)
教育機関の 職員	福 田 建 夫	特別支援学校教職員:視覚障害 (県立盲学校長)
	福 井 亜由美	特別支援学校教職員:病弱 (県立守山養護学校長)
	井 尻 正 志	特別支援学校教職員:知的障害・肢体不自由 (県立野洲養護学校長)
	山 田 貴 司	特別支援学校教職員:聴覚障害 (県立聾話学校長)
	池 下 克 美	特別支援学校教職員:知的障害 (県立北大津高等養護学校長)
	細 谷 亜紀子	県特別支援教育研究会会長 (野洲市立野洲小学校長)
	東 條 和 徳	特別支援学級設置校教職員 (県特別支援学級・通級指導教室設置校長会長)
	菊 池 晴 子	特別支援学級等担当教員 (大津市立膳所小学校通級指導教室担当教諭)
	深 井 千 恵	幼稚園等教職員 (近江八幡市立金田幼稚園長)
	田 中 俊 夫	県立高等学校教職員 (県立信楽高等学校長)
	境 園 子	県総合教育センター職員 (特別支援教育係長)
県の職員	長谷川 貴 也	県健康医療福祉部障害福祉課長
	大久保 法彦	県中央子ども家庭相談センター所長
	田 辺 善 行	県彦根子ども家庭相談センター所長

(任期:令和4年6月22日～令和6年6月21日)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項および第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関（別表第 3 項に掲げる附属機関にあつては知事）が任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門委員等)

第 3 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

第 4 条 附属機関は、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(滋賀県基本構想審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 滋賀県特別職報酬等審議会設置条例（昭和 39 年滋賀県条例第 59 号）

(2) 滋賀県公有財産審議会設置条例（昭和 50 年滋賀県条例第 32 号）

(3) 滋賀県基本構想審議会条例（昭和 59 年滋賀県条例第 37 号）

(4) 滋賀県琵琶湖水政審議会設置条例（昭和 35 年滋賀県条例第 4 号）

(5) 滋賀県高齢化対策審議会設置条例（昭和 61 年滋賀県条例第 12 号）

(6) 滋賀県青少年問題協議会条例（昭和 28 年滋賀県条例第 28 号）

(7) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会条例（平成 12 年滋賀県条例第 120 号）

(8) 滋賀県観光事業審議会条例（昭和 29 年滋賀県条例第 60 号）

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関およびその委員その他の構成員は、この条例の規定による相当の附属機関およびその委員その他の構成員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際知事または教育委員会が定めるところにより置かれている委員会その他の合議制の機関およびその委員その他の構成員についても、同様とする。

4 前項の規定により別表第1項の表の滋賀県観光事業審議会の委員となった者の任期は、同表の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

5 付則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。付則第3項後段に規定する委員会その他の合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても、同様とする。

(省 略)

別表 (第2条関係)

1 知事の附属機関

(省 略)

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県特別支援教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じて教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童および生徒の教育支援に関する事項について調査審議すること。	20人以内	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 教育機関の職員 (4) 県の職員	2年

(省 略)

3 知事および教育委員会の附属機関

(省 略)

○滋賀県特別支援教育支援委員会規則

昭和 50 年 4 月 28 日滋賀県教育委員会規則第 10 号

改正 昭和 58 年 9 月 30 日教育委員会規則第 15 号

平成 17 年 1 月 1 日教育委員会規則第 1 号

平成 18 年 12 月 28 日教育委員会規則第 11 号

平成 20 年 3 月 28 日教育委員会規則第 1 号

平成 20 年 3 月 31 日教育委員会規則第 6 号

平成 24 年 6 月 6 日教育委員会規則第 3 号

平成 25 年 7 月 5 日教育委員会規則第 13 号

平成 29 年 3 月 31 日教育委員会規則第 1 号

平成 30 年 3 月 30 日教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）第 5 条の規定に基づき、滋賀県特別支援教育支援委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第 2 条 委員会に、会長および副会長各 1 人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 4 条 委員会は、必要に応じ、その専門的業務をつかさどるため、専門部会を置くことができる。

(調査員)

第5条 委員会は、必要に応じ、専門の事項を調査するため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、県教育委員会が任命する。

3 調査員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 昭和58年9月30日において現に委員の職にある者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日までとする。

付 則 (昭和58年教委規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年教委規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年教委規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年教委規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成29年教委規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年教委規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項

(平成30年7月13日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、滋賀県特別支援教育支援委員会規則（昭和50年滋賀県教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第7条に基づき、その運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 規則第4条に規定する専門部会は、必要に応じ、会長が委員会に諮って、調査審議すべき事項に応じた専門部会を置くこととし、その所属委員は、委員の中から会長が指名する。

(会議)

第3条 委員会および専門部会の会議（以下「会議」という。）の開催は、次のとおりとする。

(1) 委員会

会長が必要と認めるとき。

(2) 専門部会

会長が必要と認めるとき。

- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。
- 3 会長は、特に必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による調査審議を行うことができる。この場合において、会長はその結果を次の会議に報告しなければならない。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的知識を有する者に対し、会議に出席を求めることができる。

(会議の公開等)

第4条 会議は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合および会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除いて、公開するものとする。

- 2 会議の公開または非公開の決定は、会長が会議に諮って行うものとする。
- 3 会議を公開する場合は、会議の傍聴および議事録の公開により行うものとし、必要な手続きは、会長が委員会に諮って別に定めるものとする。

(その他)

第5条 委員会の運営に関し、その他必要な事項は、会長が委員会に諮って定めるものとする。

付則

- 1 この要項は、平成30年7月13日から施行する。
- 2 この要項の施行に伴い、滋賀県就学指導委員会運営要項（昭和50年4月28日制定）は廃止する。

○滋賀県特別支援教育支援委員会会議公開要領

(平成30年11月13日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項（平成30年7月13日制定。以下「運営要項」という。）第4条第3項の規定により、滋賀県特別支援教育支援委員会の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催の周知)

第2条 会議を開催する場合、教育委員会事務局特別支援教育課（以下「事務局」という。）は、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）に、インターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴者の定員
- (5) 傍聴の手続
- (6) 議事録等の公表の時期および方法
- (7) 問い合わせ先

(会議の公開または非公開の決定)

第3条 運営要項第4条第2項の規定に基づき、会議の公開または非公開の決定については、会議の議事に先立ち、会議に諮って決定するものとする。

(傍聴の手続等)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ住所、氏名その他会長が必要と認める事項を申し出て、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 会議を傍聴しようとする者が傍聴席の定員を超える場合は、抽選その他会長が適当と認める方法により、傍聴券の交付を受ける者を定めるものとする。
- 3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、関係の係員に当該傍聴券を示し、その指示に従わなければならない。
- 4 報道機関からの依頼があった場合は、傍聴人と別に傍聴（取材）を認める。
- 5 議事に公開する部分と非公開とする部分が混在する場合は、公開する部分に限り傍聴者の傍聴および報道機関の傍聴（取材）を認める。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他の人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕等を携帯している者

- (3) 鉢巻き、たすき、ゼッケン等を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機等を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または他の人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議に対して批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。
 - (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - (3) みだりに席を離れないこと。
 - (4) 飲食または喫煙をしないこと。
 - (5) 非公開となる議事の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 会長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。
- 3 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(議事録の作成)

第7条 会議を開催したときは、事務局は次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時および場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議題
 - (4) 調査審議の経過
 - (5) 議決した事項
 - (6) その他必要な事項
- 2 議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成するものとする。
- 3 公開した会議の結果については、議事録を会議資料とともに県民情報室において、会議開催の翌年度末までの間、閲覧に供するとともに、インターネット上のホームページへ掲載するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴および議事録の作成等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この要領は、平成30年11月13日から施行する。

滋賀県特別支援教育支援委員会の役割について**担任する事務**

教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童および生徒の教育支援に関する事項について調査審議すること

滋賀県特別支援教育支援委員会の議題について

1 令和4年度 議事内容

第1回(令和4年9月9日)

○切れ目ない支援体制の構築について

個別の教育支援計画の利活用の推進について

○インクルーシブ教育システムの構築に向けて

「小・中学校への特別支援学校分教室設置」に関する研究について

第2回(令和5年1月30日)

○切れ目ない支援体制の構築について

個別の教育支援計画等の利活用の推進について

○インクルーシブ教育システムの構築に向けて

副籍制度について

2 令和5年度 議事内容

第1回(令和5年8月28日)

①切れ目ない支援体制の構築について

中学校からの引継ぎ

令和5年度特別支援学校におけるセンター的機能に関する研究について

個別の教育支援計画等の利活用の推進について(実態調査の項目について)

第2回(令和6年2月予定)

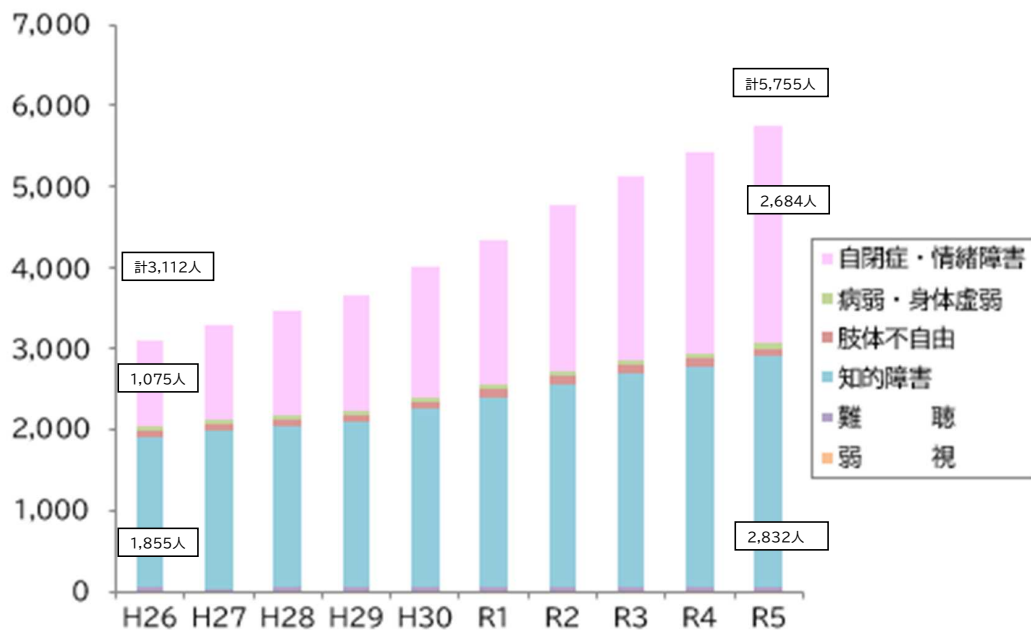
①切れ目ない支援体制の構築について

②インクルーシブ教育システムの構築に向けて

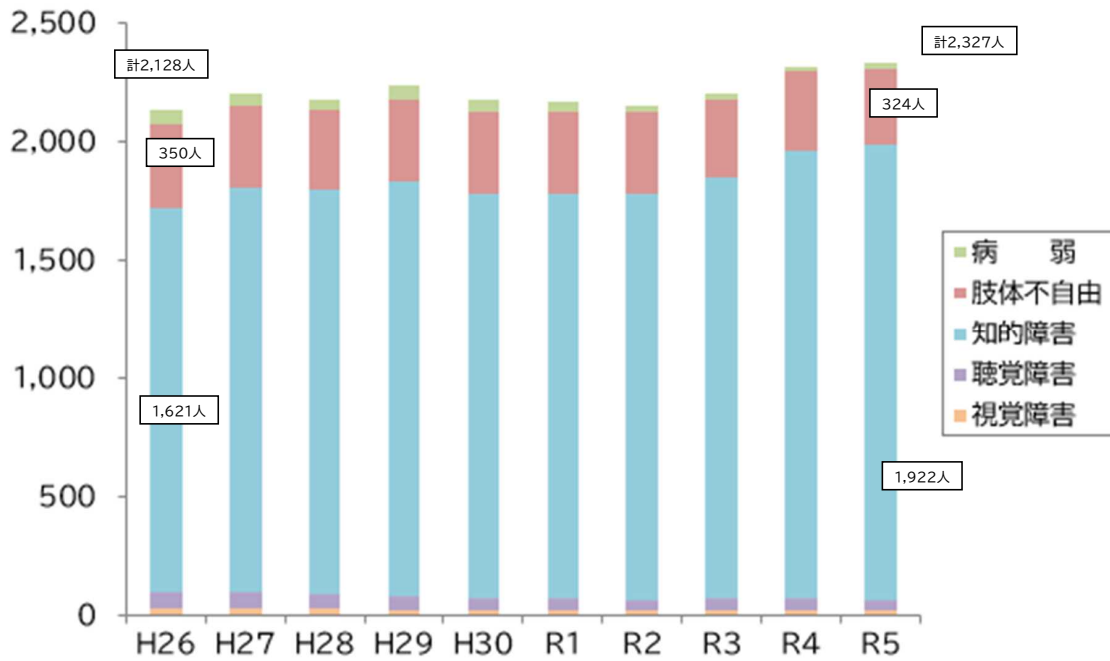
本県の特別支援教育の 状況について

市町立小・中学校および義務教育学校特別支援学級の 児童生徒数の推移

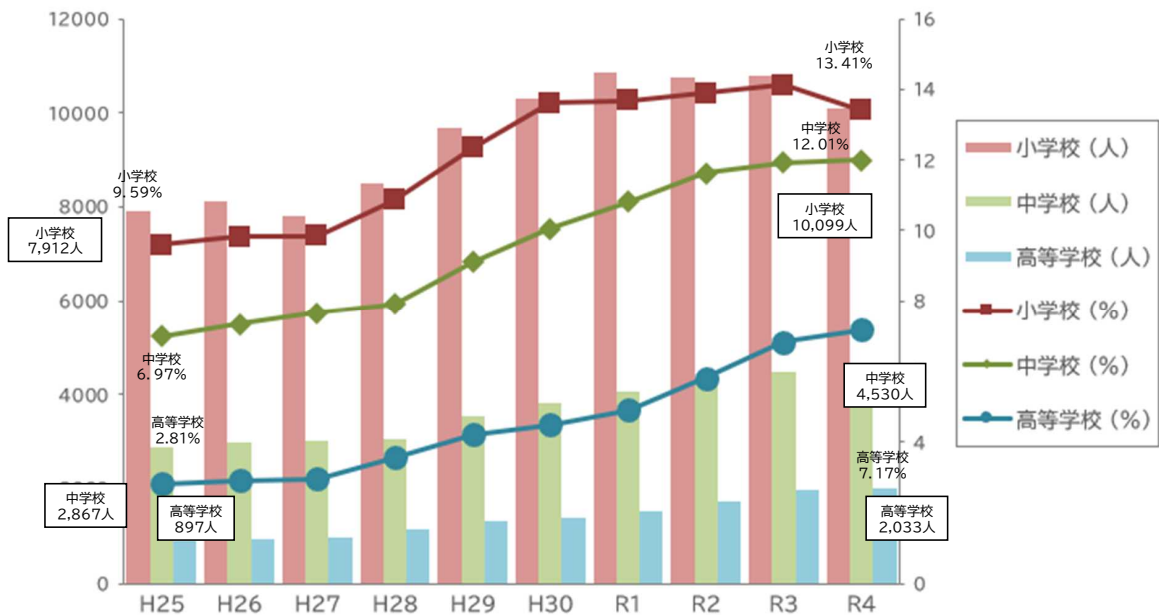
(毎年度 5月1日現在)



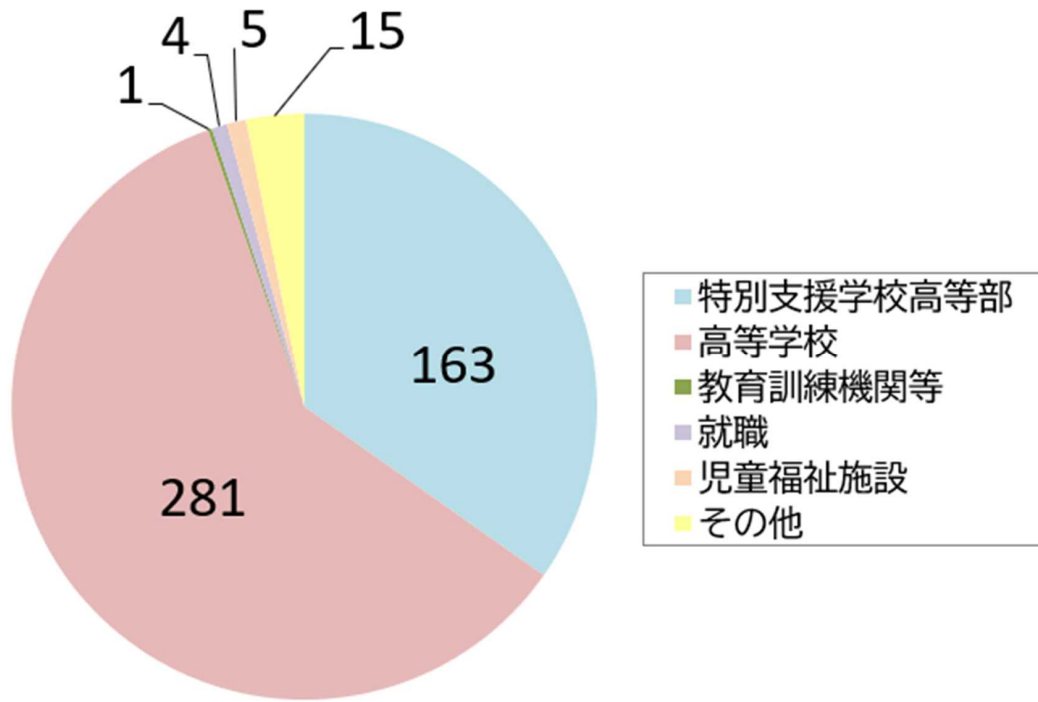
県立特別支援学校の幼児児童生徒数の推移(毎年度 5月1日現在)



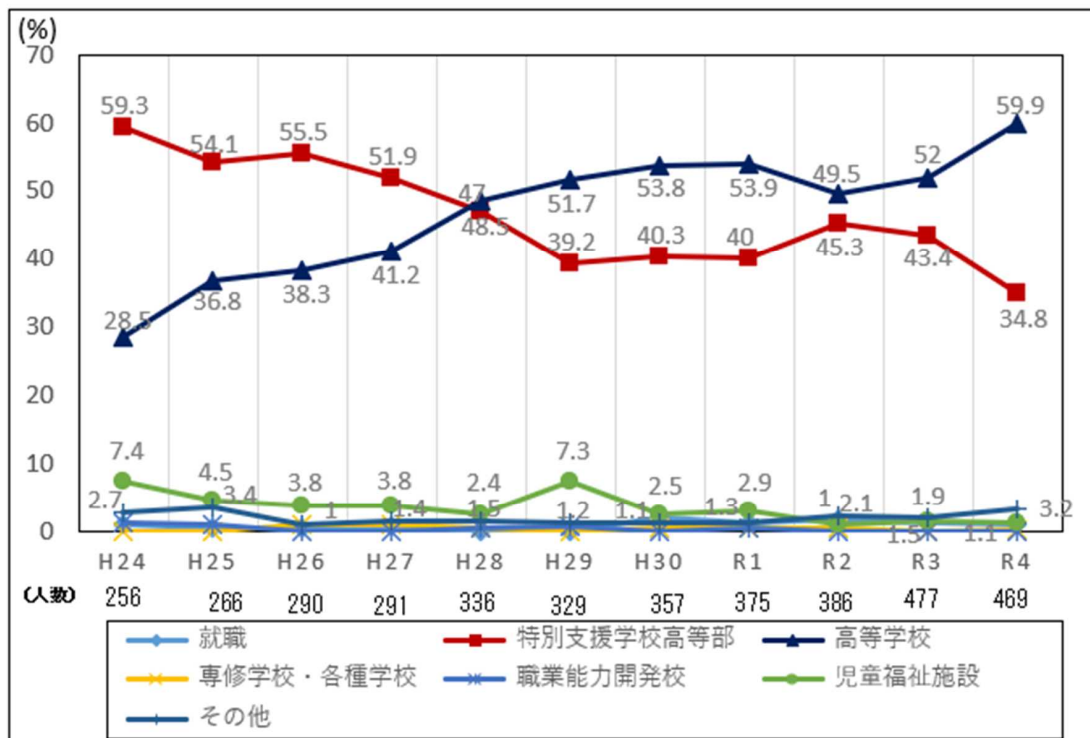
公立小中高等学校および義務教育学校の通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒数の状況 (毎年度9月1日現在)



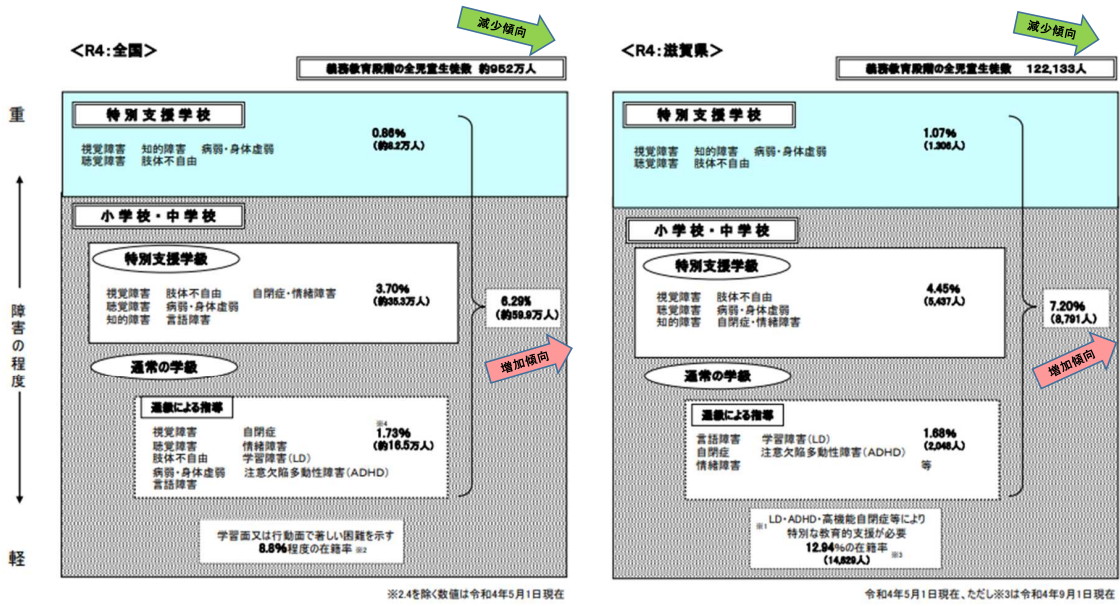
令和4年度 中学校および義務教育学校(後期課程)特別支援学級卒業生進路状況



中学校および義務教育学校(後期課程)特別支援学級卒業生進路状況(R4まで)



特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)



※1 LD (Learning Disabilities) : 学習障害
ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害

※2 この数値は、令和4年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づいたものであり、医師の診断によるものではない。

※3 令和4年9月1日現在で通常の学級に在籍する児童生徒で発達障害(LD、ADHD、高機能自閉症等)により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒数(公立の小・中・義務教育学校のみ)

※4 この数値は、令和2年5月1日現在

令和4年度 特別支援教育にかかる実態調査について【毎年9月1日調査】

- 通常の学級に在籍する児童生徒で、発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒の割合（診断の有無は問わない）

	R4確定値	R3確定値	R2確定値	R元確定値	全国R4
小学校	13.41%	14.12%	13.89%	13.68%	10.4%
中学校	12.01%	11.94%	11.62%	10.81%	5.6%
小中学校 計	12.94%	13.40%	13.15%	12.76%	8.8%
高等学校	7.17%	6.82%	5.79%	4.90%	2.2%

- 個別の指導計画作成率《児童生徒数の割合》

	R4目標値	R4確定値	R3確定値	R2確定値	R元確定値	全国H30
小学校	100%	100%	99.9%	99.0%	97.1%	85.6%
中学校	100%	100%	99.6%	98.1%	97.1%	77.8%
高等学校	98%	88.9%	92.7%	95.4%	91.2%	74.2%

*全国の数値は国公立計

- 個別の教育支援計画作成率《児童生徒数の割合》

	R4目標値	R4確定値	R3確定値	R2確定値	R元確定値	全国H30
小学校	96%	98.2%	95.4%	90.4%	87.5%	74.1%
中学校	96%	98.7%	95.2%	89.9%	84.5%	71.7%
高等学校	96%	88.0%	80.3%	83.2%	79.1%	69.2%

*全国の数値は国公立計

- *県「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」作成率について

公立小中高等学校の通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒のうち、計画の作成が必要な児童生徒数を分母として、実際に作成されている割合

- *全国「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成率について

平成30年度 特別支援教育に関する調査結果（調査時点：平成30年5月1日現在）より通常の学級に在籍する児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）で計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に作成されている人数の割合

- *令和4年度の「個別の指導計画」および「個別の教育支援計画」の作成率の目標値は、平成31年3月滋賀の教育大綱（第3期滋賀県教育振興基本計画）に基づく。

切れ目ない支援体制の構築に向けて 【県の取組・事業等】

資料3-2

	項目	昨年度の取組	今年度の取組	次年度以降の取組
市町担当者会	知的 指標の活用状況の交流	各市町の個別の教育支援計画等の引継ぎ状況について、市町担当者が交流し、各市町に持ち帰り、市町の状況等に応じた形で活用	市町での個別の教育支援計画等の引継ぎに関する状況、知的 指標の活用状況などの確認、交流	・市町への周知、市町の取組状況の確認、交流
事業	個別の指導計画を中心とした【特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業】の実施	【特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業】実施 ・モデル地域(2市)で、発達障害等により学びにくさがあり、読み解く力の定着しにくい児童生徒への指導・支援の充実を図る 個別の指導計画の効果的な活用について、リーフレット等を作成し、各学校等へ配付	研究モデル地域での実践において効果のあった取組成果を県内に広く啓発・普及 ・発達障害支援アドバイザーを各市町で開催される特別支援教育全体研修会等に派遣し啓発・普及 ・好事例や個別の指導計画活用チェックリスト等を掲載した、特別支援教育の支援に立った授業づくりのヒント集を作成し、情報発信	・これまでの実践等について、引き続き情報発信するなどして、県内全域への普及を図る。
新たな指標	利活用について	特別支援教育に係る調査において、利活用に関する項目についても調査	特別支援教育に係る調査において、昨年度新設した利活用に関する項目を見直し修正したうえで調査 次年度以降の新たな目標値を設定	・市町教育委員会等への周知とともに研修時や学校訪問時等にリーフレット等を活用しながら指導助言を行う。 ・新たな指標の目標値達成に向けての取組実施
関係機関との連携	福祉との連携	県と市町の連携協定による取組が広がる	県と市町の連携協定による取組が全市町で開始・取組継続 高校巡回事業等で、協定の取組を含む関係機関と連携した支援等への助言実施	継続

高等学校特別支援教育推進事業

現状

R4実態調査より (R4.9.1時点)

H19	0.84%	(278人)	8.5倍 1,755人増加
R3	6.82%	(1,977人)	
R4	7.17%	(2,033人)	

高等学校において、発達障害等により特別な教育的支援を必要とする生徒がさらに増加している。

個別の指導計画等を作成した生徒数の割合	R4
個別の指導計画の作成率	88.9%
個別の教育支援計画の作成率	88.0%

R3年度と比べ、個別の指導計画の作成率は低下したが、個別の教育支援計画の作成率は上昇。どちらも作成数は増加している。

課題

- 作成した個別の指導計画等の利活用を促進する。
 - ・前籍校からの確実な引継ぎの実施
 - ・個別の教育的ニーズに応じた指導支援の実施
 - ・卒業後の進路先への引継ぎも含めた切れ目ない支援の実現
- 発達障害等に対する理解促進と、支援方法に関するスキルアップを図る。
- 特別な支援を必要とする生徒に対し、組織で対応する校内支援体制を充実させる。

1 高等学校特別支援教育支援員の配置

障害により特別な教育的配慮を必要とする生徒の在籍する県立高等学校に支援員を配置する。

目的

高等学校に在籍する障害のある生徒が安心・安全を確保しながら充実した学校生活を送るとともに、当該生徒以外の生徒に対する障害理解を促すことにより、障害のある生徒と障害のない生徒が共に学びあうインクルーシブ教育システムの構築を目指す。

〈配置実績〉

H30	11人	H31	11人
R2	14人	R3	14人
R4	14人	R5	16人

〈業務内容〉

- ・学校が作成する個別の教育支援計画等に基づき、身体介助や学習支援等を行う。
- ・移動や更衣等の介助
- ・実験・実習事業時の安全確保等

高等学校

中学校

小学校

就学前

卒業後の社会的自立に向けた指導と支援

個別の教育支援計画等を活用した切れ目ない支援の実現

進学
就職

2 高等学校特別支援教育巡回指導員の派遣

3年間ですべての県立高等学校に巡回指導員を派遣し、指導助言を行う。また、年間1回程度高等学校特別支援教育サポートチームを派遣する。

〈派遣対象校と回数〉
1年あたり18校を基本とし、年間6回程度指導助言を行う。

〈内容〉

- ・特別支援教育の専門性向上に関する指導
- ・個別の指導計画等の作成および利活用に関する指導
- ・校内支援体制の整備に関する指導
- ・県立特別支援学校のセンター機能との協働による対象校への指導等

目的

校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを核とした学校全体での特別支援教育の充実に向けた取組の促進を図るため、高等学校特別支援教育巡回指導員およびスーパーバイザーを派遣し、障害のある生徒と障害のない生徒が共に学びあうインクルーシブ教育システムの構築を目指す。

令和5年度特別支援学校におけるセンター的機能に関する研究【事業概要図】

背景

- これまで、高等学校特別支援教育推進事業により、高等学校特別支援教育巡回指導員（以下、「巡回指導員」という。）の派遣を実施してきた。このことにより個別の指導計画等の作成率は向上してきたが、次にあげるような新たな課題が見えてきた。
 - 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成については作成率の向上が見られるものの、十分な利活用はできていない。
 - 現場における支援が「声かけ」等にとどまっており、個に応じた支援や合理的配慮の提供について適切に検討できていないことがある。
 - 生徒の状況把握はある程度できているが、その情報をもとにアセスメントし支援を計画するための校内の体制が十分に整備されていない。
 - 地域の関係機関との連携や関係機関と協働した生徒支援についてのノウハウが不足している。
 - 巡回指導員の派遣により特別支援教育コーディネーターのスキルアップは進んでいるものの、学校全体の理解にはつながりづらい状況が見られる。

目的

- 県立高等学校における特別支援教育を推進するため、巡回指導員の派遣による直接的な指導助言（県教委から高等学校へ）がなくても、特別支援学校のセンター的機能の発揮により、県立高等学校が日常的にエリア内で助言を受けられる体制を構築する。
 - 特別支援学校のセンター的機能を発揮し、高等学校（特別支援教育コーディネーター）が日常的に相談できる体制をつくる。
 - 日常的な支援だけでなく、特別支援学校主催の合同研修会を実施することにより、特別支援学校の専門的な指導実践を高等学校における支援に取り入れる。
 - 特別支援学校における関係機関との連携ノウハウを高等学校に伝え、地域の関係機関との連携体制を構築する。
 - 特別支援学校における障害者雇用や福祉的就労等に関する進路指導の実践を、高等学校における進路指導に活かす。

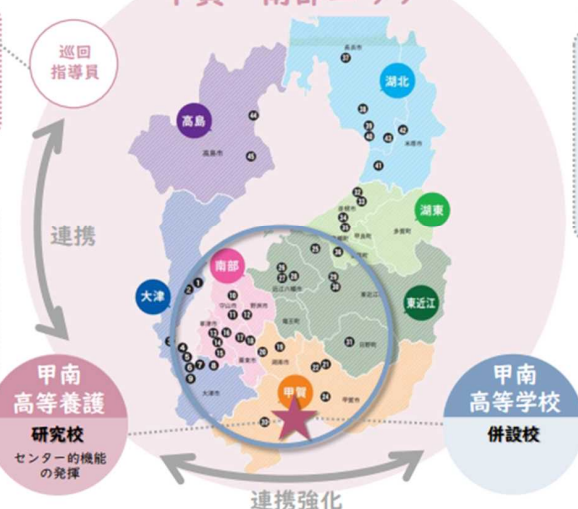
滋賀県教育委員会

- 高等学校特別支援教育巡回指導員の派遣（R5年度から3年間で全県立高等学校に派遣）
- 研究指定校への支援・情報共有
- 研究指定校への指導助言
- 合同研修会への参加・指導助言
- 特別支援教育支援員の配置

研究指定校の取組

- エリア内の県立高等学校への専門的な助言
 - ・個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成への助言
 - ・ケース検討への助言
 - ・校内研修への講師としての参加
 - ・関係機関との連携等への助言
 - ・進路指導への助言
 - ・合同研修会の実施（県立高等学校・関係機関対象）
- エリア外の県立高等学校からの要請に対する支援
- 教育相談の実施（県立高等学校の教員への助言）

甲賀・南部エリア



支援を受ける高等学校の取組

- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成（研究指定校の助言を受ける）
- ケース会議の実施（研究指定校のスーパーバイズを受ける）
- 教育相談の実施（研究指定校の助言を受けて、在籍生徒への教育相談を実施する）
- 校内研修の実施（研究指定校からの講師派遣）
- 合同研修会への参加（県立高等学校、関係機関対象）

関係機関

- 合同研修会を通じた交流
- 生徒支援のための連携
 - ・発達支援センター
 - ・働き・暮らし応援センター
 - ・ハローワーク
 - ・障害福祉担当課
 - ・中学校 等

【切れ目ない支援体制の構築に向けて】

個別の教育支援計画・個別の指導計画の利活用の促進の指標とする項目
第4期滋賀県教育振興基本計画(R6年度～R10年度)の指標案

【案】

①入学時、進級時等に引き継ぎのあった個別の教育支援計画等の内容を全職員(または学年)で確認・共有し、1学期(6月末まで)に支援を開始できている	引継ぎ活用率	%
②作成した個別の指導計画に基づき、8月末までに支援を開始している	活用率	%
③本人(発達段階に合わせて)・保護者と、個別の指導計画の目標の設定や支援の評価を実施している	参画率	%
④関係機関と個別の教育支援計画等の作成や評価等にかかる連携ができている	連携率	%

【今後の予定】

R5年度 調査(9.1段階)・主な取組や指標および数値設定 → 第4期滋賀県教育振興基本計画へ
R6年度 指標および数値目標の周知・目標達成に向けての取組

特別支援教育に係る実態調査 調査項目 (調査基準日：令和5年9月1日)

☆印の項目 … 今年度からの新しい調査項目です。

★印の項目 … 今年度、調査項目に関わって、文章を加筆修正しています。(調査項目は変わっていません)

前年度調査項目との対応は□に示す通りです。

1 次の項目に該当する生徒の人数等について

調査内容		昨年度との対応
(1)	通常の学級に在籍する <u>学年別</u> 児童生徒数	R4 調査：1(1)
(2)	通常の学級に在籍するR5年度入学児童生徒のうち、 前籍 校園より、 個別の教育支援計画 または 個別の指導計画 の引継ぎのあった児童生徒数	R4 調査：1(2)
(3)	通常の学級に在籍する児童生徒で、発達障害により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した <u>学年別児童生徒数</u> (診断の有無は問いません。)	R4 調査：1(3)
★	上記(3)の児童生徒のうち、 個別の指導計画 の作成対象となっていない児童生徒がいる場合は、その合計人数および「対象となっていない主な理由」を記入ください。	R4 調査：1(4)
★	上記(3)の児童生徒のうち、 個別の教育支援計画 の作成対象となっていない児童生徒がいる場合は、その合計人数および「対象となっていない主な理由」を記入ください。	R4 調査：1(5)
(6)	上記(3)の児童生徒のうち、 個別の指導計画 を作成している合計児童生徒数 ※作成中および年度内に作成予定の人数も含める。	R4 調査：1(6)
(7)	上記(3)の児童生徒のうち、 個別の教育支援計画 を作成している合計児童生徒数 ※作成中および年度内に作成予定の人数も含める。	R4 調査：1(7)
(8)	上記(2)の児童生徒のうち、引継ぎのあった 個別の教育支援計画等 の内容を関係する教職員全員が確認・情報共有し、 <u>1学期(6月末まで)</u> に支援を開始した児童生徒数	R4 調査：1(8)
☆	上記(6)の児童生徒のうち、作成した 個別の指導計画 の内容を関係する教職員全員が確認・情報共有し、 <u>8月末まで</u> に計画に基づいた支援を開始した児童生徒数	
(10)	上記(6)の児童生徒のうち、保護者(年齢・発達段階に応じて本人も含む)に提示しながら、 個別の指導計画 の目標の設定や支援の評価を実施している児童生徒数 ※評価時期を9月1日以降に設定している学校については、目標設定を実施し、今後評価を行う予定の児童生徒数とする。	R4 調査：1(9)
★	上記(7)の児童生徒のうち、保護者(年齢・発達段階に応じて本人も含む)および関係機関と、 個別の教育支援計画 の作成や評価等にかかる連携を、今年度行っている、または今年度中に行う予定である児童生徒数 ※関係機関：医療・保健・福祉・教育・労働等 連携の例：作成や評価の場への同席 検査の結果や助言等を個別の教育支援計画に反映 ケース会議等で個別の教育支援計画の内容を共有など	R4 調査：1(10)

2 上記 1 の (3) の児童生徒数の内訳について (複数回答可)

調査内容		昨年度との対応
(1)	聞く、話す、読む、書く、計算する、推論することなどが難しく、学習面における特別な教育的支援の必要な <u>学年別児童生徒数</u>	R4 調査：2(1)
(2)	不注意、多動性－衝動性などがあり、行動面における特別な教育的支援の必要な <u>学年別児童生徒数</u>	R4 調査：2(2)
(3)	対人関係に課題があったり、こだわり等があったりするなど、対人面における特別な教育的支援の必要な <u>学年別児童生徒数</u>	R4 調査：2(3)

3 上記 1 の (3) の児童生徒に対する特別な教育的支援について

調査内容		昨年度との対応
(1)	上記 1 の (3) の生徒のうち、特別な教育的支援を実施している児童生徒の合計人数	R4 調査：3(1)
(2)	上記 3 の (1) の児童生徒に実施している支援の内容について (複数回答可) ①通常の学級における担任の適切な配慮等により、特別な教育的支援を実施している児童生徒の合計人数 ②TTの活用や少人数による指導により、特別な教育的支援を実施している児童生徒の合計人数 ③「通級による指導」により、特別な教育的支援を実施している児童生徒の合計人数 ④「特別支援学級」の担任の指導により、特別な教育的支援を実施している児童生徒の合計人数 ⑤その他の手立てにより、特別な教育的支援を実施している児童生徒の合計人数	R4 調査：3(2)
(3)	上記 3 の (2) の ⑤における特別な教育的支援の内容について具体的に記入ください。	R4 調査：3(3)

特別支援教育に係る実態調査 調査項目 (調査基準日：令和5年9月1日)

※印の項目 … 通信制高校等で「学年別生徒数」の記入が難しい場合に「合計生徒数」を記入ください。

☆印の項目 … 今年度からの新しい調査項目です。

★印の項目 … 今年度、調査項目に関わって、文章を加筆修正しています (調査項目は変わっていません)。

○前年度調査項目との対応は に示す通りです。

1 次の項目に該当する生徒の人数等について

調査内容		前年度との対応
(1)	学年別生徒数※	R4 調査：1(1)
(2)	R5年度入学者のうち、前籍校（小学校、中学校、高等学校等）から 個別の教育支援計画、個別の指導計画、個別の移行支援計画 いずれかの引継ぎがあった生徒数	R4 調査：1(2)
(3)	発達障害により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した学年別生徒数※ ◆診断の有無は問わない。	R4 調査：1(3)
(4)	<u>上記(3)</u> の生徒のうち、 個別の指導計画等（個別の教育支援計画含む） により、継続的な指導や支援を特に必要とする合計生徒数	R4 調査：1(4)
☆	<u>上記(3)</u> の生徒のうち、 個別の指導計画 の作成対象となっていない生徒がいる場合は、その合計生徒数および対象となっていない主な理由	
(6)	<u>上記(4)</u> の生徒のうち、 個別の指導計画 を作成している生徒数 ◆作成中および年度内に作成予定の人数も含める。	R4 調査：1(6)
☆	<u>上記(3)</u> の生徒のうち、 個別の教育支援計画 の作成対象となっていない生徒がいる場合は、その合計生徒数および対象となっていない主な理由	
(8)	<u>上記(4)</u> の生徒のうち、 個別の教育支援計画 を作成している生徒数 ◆作成中および年度内に作成予定の人数も含める。	R4 調査：1(8)
(9)	<u>上記(2)</u> の生徒のうち、引継ぎのあった 個別の教育支援計画等 の内容を全職員（または関係する教職員全員）で確認・共有し、 <u>1学期（6月末まで）</u> に支援を開始した生徒数	R4 調査：1(9)
☆	<u>上記(6)</u> の生徒のうち、作成した 個別の指導計画 の内容を全職員（または関係する教職員全員）で確認・共有し、 <u>8月末まで</u> に計画に基づいた支援を開始した生徒数	
★	<u>上記(6)</u> の生徒のうち、 本人（発達段階に応じて）および保護者等に個別の指導計画を提示しながら、目標の設定や支援の評価を実施している 生徒数 ◆9月1日時点で評価未実施の場合は、目標の設定を本人・保護者とともに実施し、今後評価を行う予定の生徒数とする	R4 調査：1(10)
★	<u>上記(8)</u> の生徒のうち、 本人（発達段階に応じて）および保護者等に個別の教育支援計画を提示しながらともに作成し、関係機関とも作成や評価にかかる連携を今年度行っている、または今年度中に行う予定である 生徒数 ◆関係機関：医療・保健・福祉・教育・労働等 ◆連携の例：作成や評価の場への同席 検査の結果や助言等を個別の教育支援計画に反映 ケース会議等で個別の教育支援計画の内容を共有 等	R4 調査：1(11)

2 上記 1 の (3) の生徒数の内訳について (複数回答可)

調査内容		昨年度との対応
(1)	聞く、話す、読む、書く、計算する、推論することなどが難しく、学習面における特別な教育的支援の必要な学年別生徒数*	R4 調査：2(1)
(2)	不注意、多動性-衝動性などがあり、行動面における特別な教育的支援の必要な学年別生徒数*	R4 調査：2(2)
(3)	対人関係に課題があったり、こだわり等があったりするなど、対人面における特別な教育的支援の必要な学年別生徒数*	R4 調査：2(3)

3 上記 1 の (3) の生徒に対する特別な教育的支援について

調査内容		昨年度との対応
(1)	上記 1 の (3) の生徒のうち、特別な教育的支援を実施している合計生徒数	R4 調査：3(1)
(2)	上記 3 の (1) の生徒に実施している支援の内容について (複数回答可) ① 授業や特別活動等において、特別な教育的支援を実施している合計生徒数 ② TT (チーム・ティーチング) の活用や少人数による指導により、特別な教育的支援を実施している合計生徒数 ③ その他の手立てにより、特別な教育的支援を実施している合計生徒数	R4 調査：3(2)
★	上記 3 の (2) の ③ における特別な教育的支援の内容について具体的に記入ください。 ① 合理的配慮の内容 ② その他特別な教育的支援の内容	R4 調査：3(3)

インクルーシブ教育システムの構築に向けて 副籍（副次的な学籍）制度

令和5年8月28日
滋賀県特別支援教育支援委員会

滋賀県教育委員会事務局
特別支援教育課



1 副籍（副次的な学籍）制度の概要

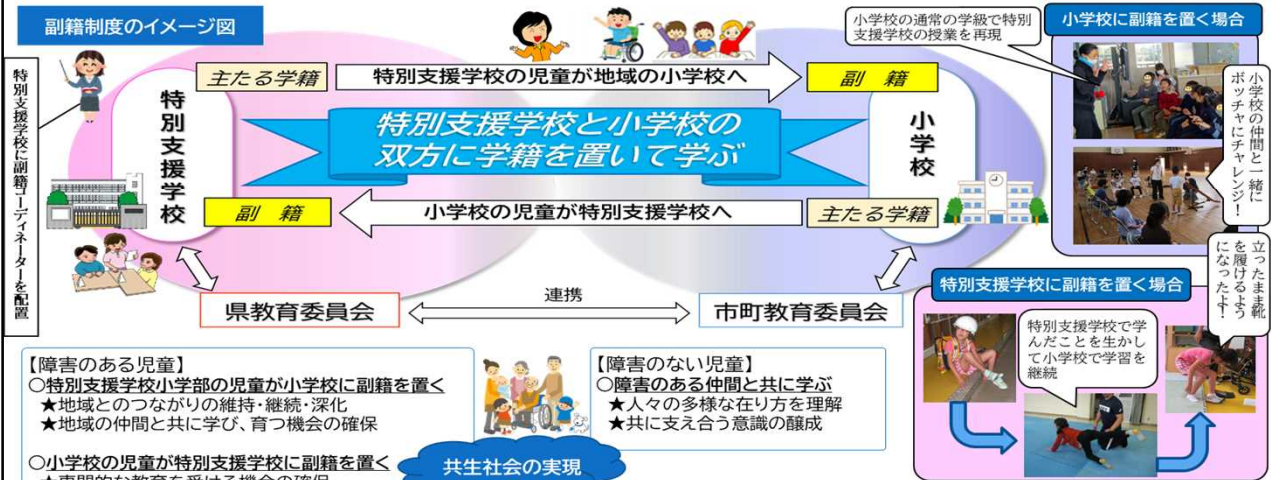
制度の目的

障害のある児童が居住地の小学校と県立特別支援学校双方に学籍を置き、小学校における「共に学び育つ機会」と県立特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現するために、新たな仕組み「副籍制度」を創設し共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの理念の構築を目指す。

現状と課題

- 義務教育段階の児童生徒数に占める特別支援学校在籍数の割合が全国に比して高い。
(R3特別支援学校在籍数割合 … 全国：0.83% 本県：1.04%)
- 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指して、障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場の仕組みづくりが必要。

副籍制度のイメージ図



2 令和5年度の状況について（R5.7. 時点）

（1）小学校に副籍を置くことを希望した特別支援学校の児童

全体	知的障害	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害
273人	218人	45人	4人	6人
34.8%	34.5%	32.4%	80.0%	66.7%

（2）特別支援学校に副籍を置くことを希望した小学校の児童

全体	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害
21人	13人	4人	4人
53.8%	56.5%	40.0%	66.7%

ご清聴ありがとうございました。

